

# 令和8年度 江東区明るい選挙啓発ポスターコンクール実施要領

## 1 目的

将来の有権者である児童および生徒に、明るい選挙の実現に役立てるための啓発ポスターを描いてもらい、政治や選挙に対する関心を高めること。

## 2 募集概要

- (1) 応募資格 区内在校・在住の小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒および高等学校の生徒  
※以下、義務教育学校前期課程は小学校に、同後期課程は中学校に含める。
- (2) 締切日 令和8年9月8日(火)
- (3) 提出先 江東区選挙管理委員会事務局
- (4) 作品規格 画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)またはそれに準じる大きさ。
- (5) その他 委員長賞等の優秀作品の著作権は、江東区に帰属する。

## 3 審査

審査会において、小・中学生の作品の中から委員長賞、優秀賞、佳作および努力賞を選考し、賞状および賞品を贈呈する。

## 4 審査方法

- (1) 第一次審査 応募作品の中から、学校関係審査員により小・中学生の優秀作品各20点および努力賞を選出する。
- (2) 第二次審査 第一次審査で選出された優秀作品各20点について、全審査員の採点により賞を決定する。  
※小学校児童および中学校・高等学校の生徒の作品は、応募数に応じて協議のうえ東京都審査会へ推薦する。

## 5 賞

- (1) 委員長賞 第二次審査で最高点を得た小・中学生各1名
- (2) 優秀賞 第二次審査で第2位から第10位までの点数を得た小・中学生各9名
- (3) 佳作 第二次審査で第11位から第20位までの点数を得た小・中学生各10名
- (4) 努力賞 小・中学生各3名
- (5) 参加賞 応募者全員

## 6 参加校への感謝状

多数の応募があった小・中学校および高等学校のうち、一定の基準に該当する学校へ感謝状を贈呈する。

## 7 表彰

委員長賞は、表彰式を開催し表彰する。

委員長賞以外は、賞状(努力賞以上)・賞品および応募作品を各学校あてに交換便またはその他の方法で送付する。

## 8 個人情報の取り扱い

委員長賞・優秀賞・佳作を受賞した作品については、区報等や展示会にて、必要な範囲内で受賞者の氏名・学校名を公表するが、他の目的では使用しない。